

動植物検疫協議をめぐる状況

— 1兆円目標の前倒しを目指して —

平成30年1月

農林水産省

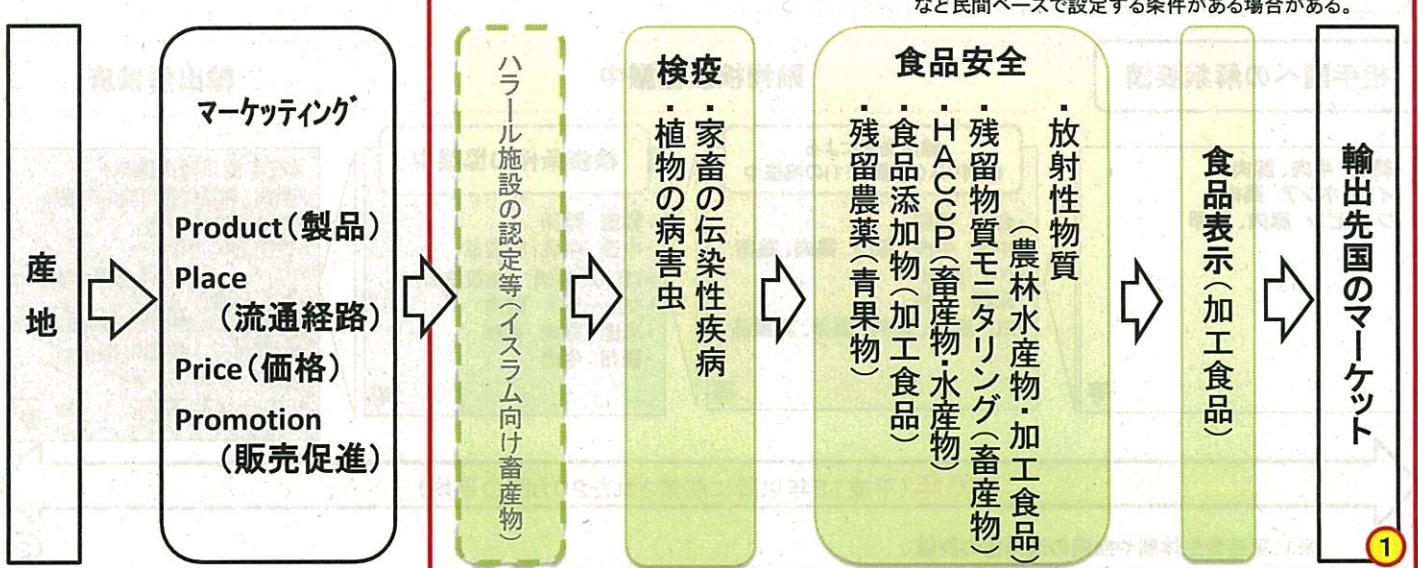
農産物・畜産物を輸出するために必要なこと

- 輸出促進のためには、動植物検疫上、産地等の意見を踏まえて、輸出できる国・品目を広げる必要。
- 一方、輸出を実現するためには、検疫だけでなく、食品安全（残留農薬（農産物）、HACCP・残留モニタリング（畜産物）など）、表示等の条件のクリアが必要。
- 加えて、マレーシアなどイスラム向け畜産物については、輸出先国ごとにハラールの施設認定等が必要。
例) ハラール施設認定に当たっては、①イスラム教徒によると殺、②と殺施設の100%のハラール処理（フルハラール）等が求められる場合がある。

＜輸出実現に必要な事項＞

輸出先国のマーケットに入るための条件（注）

（注）これらの政府が設定する条件のほかにGLOBALG. A. P.など民間ベースで設定する条件がある場合がある。



優先して対応すべき国・地域における動物検疫の状況

- 検疫協議は、輸出国の要請に応じて、輸入国が警戒する動物の伝染性疾病が侵入しないよう、動物の輸出条件(検疫条件)を設定すること。
 - 検疫協議は、関税交渉と異なり、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、OIE(国際獣疫事務局)が定める国際基準に従った科学的なリスク評価の結果に基づくことが必要。

	国・地域	牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	4,017	486	1,166	838	2,808
	台湾	0	81	★	7★	2,332
	中国	★	★	★	★	★
	韓国	★	★	★	★	56
	タイ	758	★	×	×	236
	インドネシア	2	×	★	★	34
	フィリピン	114	★	★	★	1
	マカオ	529★(月齢制限撤廃)	125	★	★	227
	ベトナム	231	6	156	×	3,604
	ミャンマー	7	×	×	×	0
	シンガポール	1,122	115	★	2	405
	マレーシア	0	×	★	★	65
	米国	2,134	★	★	★	240
北米	カナダ	149	×	×	×	34
	豪州	★	×	×	×	36
太平洋州	NZ	30	×	×	×	20
	メキシコ	12	★	×	×	×
中南米	ブラジル	1	×	×	×	×
	UAE	113	0(ドバイのみ)	★	★	6
欧州	EU	1,218	★	★	★	★
その他	ロシア	25★(施設追加)	×	★	★	30

☆:相手国への解禁要請済

★:相手国において疾病のリスク評価を実施中

★:検疫条件の協議中

×：「農林水産業の輸出力強化戦略」における重点対象国ではなく、協議未実施。

出典：財務省「2016年貿易統計」（単位：百億円）

2013年12月30日現在

2

動物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 動物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出拡大戦略及び産地の要望を踏まえ、相手国への解禁要請をした後、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
 - 検疫交渉の対象となる家畜伝染性疾病は、OIE(国際獣疫事務局)が定めており、各国で共通(主な疾病は、口蹄疫(牛、豚)、BSE(牛)、アフリカ豚コレラ・豚コレラ(豚)、高病原性鳥インフルエンザ(鶏))。
※ 日本は口蹄疫、BSE、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの清浄国。
 - 加工食品(ハム等)も、検疫協議の対象。

輸出解禁に向けた流れ（平成29年12月20日現在）

相手国への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
 - ・インドネシア 鶏肉
 - ・フィリピン 豚肉、鶏肉

動物檢疫協議中

输出解禁清

**輸出先国による
疾病リスク評価(※1)の実施中**

- ・台湾 鶏卵
 - ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
 - ・タイ 豚肉
 - ・米国 豚肉
 - ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
 - ・中国 牛乳・乳製品
 - ・ロシア 牛肉 (施設追加)
 - ・マレーシア 鶏肉
 - ・米国 鶏肉、鶏卵
 - ・豪州 牛肉

九章算术

- (27年度以降の実績)

 - ・**豪州 常温保存可能牛肉製品**
 - ・**ミャンマー 牛肉**
 - ・**ブラジル 牛肉**
牛肉製品等(携帯品)
 - ・**タイ 牛肉**
(貨物の第3回積み替え、3ヶ月貯蔵実験成功)
 - ・**シンガポール 鶏卵等(携帯品)**
 - ・**台湾 牛肉**
 - ・**マレーシア 牛肉**

約6年(平成15年以降に解禁された20カ国の平均)

※1: 家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

3

優先して対応すべき国・地域における植物検疫の状況

- 植物検疫協議は、輸出先国の要請に応じて、輸入国が警戒する植物の病害虫が侵入しないよう、植物検疫条件(検疫措置)を設定すること。
- 植物検疫協議は、関税交渉と異なり、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)、IPPC(国際植物防疫条約)の枠組みの中で定められる国際基準に従った科学的なリスク評価の結果に基づくことが必要。

	国・地域	リンゴ	かんきつ類	ナシ	モモ	ブドウ	カキ	イチゴ	メロン	ナガ イモ	精米	緑茶 (製茶)
アジア	台湾	9,789	170	320	288	818	8	107	12	1,304	268	833
	香港	2,388	183	437	868	1,370	105	948	268	3	587	695
	中国	698	×	3	×	×	×	×	×	×	161★(精米施設追加)	70
	韓国	★	×	★	×	0	×	0	×	0	0	39
	タイ	174	9★(生産地域の追加)	9	24	26	118	32	13	1	68★(玄米の解禁)	309
	インドネシア	18	0	4	1	5	0	3	0	0	30	94
	シンガポール	71	47	3	13	61	2	48	10	252	263	1,076
	マレーシア	28	14	10	6	15	3	1	2	9	35	225
	ベトナム	95	★	0	×	×	×	×	×	×	15	189
	ブルネイ	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	米国	0★(条件緩和)	5★(条件緩和)	16★(条件緩和)	×	×	0	3	★	988	178	4,805
	カナダ	0★(条件緩和)◎	173	0◎	★	0	2	×	0	0	28	432
大洋州	豪州	0★(条件緩和)	0※1	0★(条件緩和)	×	0※1	0	★	×	×	109(玄米は0)	209
	NZ	0	1★(条件緩和)	×	×	×	×	×	×	×	4	34
中南米	メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	12
	チリ	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	2
	ペルー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×◎	0
	ブラジル	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	14
その他	ロシア	2	1	0	0	0	0	0	0	0	25	5
	中東	4	3	2	1	0	1	0	4	0	15	37
	EU※2	0	8	0	0	0	0	0	0	3	180	2,300

★:検疫協議を実施中 ★:輸出先国において病害虫リスク評価を実施中、☆:検疫条件の協議中

◎:携帯品として輸出が解禁されているが、統計はとられていない。

×:現在輸出不可

※1:豪州向けかんきつ類及びブドウは、産地の要望に基づく輸出先国との現地査察が終了後、輸出可能。

※2:EU向け黒松盆栽は輸出不可であり、現在輸出先国において病害虫リスク評価を実施中(★)。

出典:財務省「2016年貿易統計」(単位:百万円)

2017年12月20日現在

4

植物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 植物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」及び産地等の意見を踏まえつつ、輸出先国へ解禁要請をした後、輸出先国において病害虫のリスク評価がなされ、植物検疫条件の協議を経て、行われる。
- 植物の病害虫は、①国・地域や、②植物の種類によって異なる。
このため、植物の輸入解禁に伴い新たに侵入するおそれのある病害虫を輸出先国が特定(リスク評価)し、双方合意の上、それらの病害虫が侵入しないような植物検疫条件(検疫措置)を設定するプロセスが必要となる。
- 我が国の産地は、品質の低下の懸念等から低温処理やくん蒸といった効果が高い措置を好まないため、発生調査、園地・選果管理、輸出検査等を組み合せた措置により輸出先国と協議。
- 病害虫が付着するおそれのない加工食品(ジュース、ゼリー等)は植物検疫の対象外。

輸出解禁に向けた流れ (平成29年12月20日現在)

輸出先国への解禁要請

植物検疫協議中

輸出解禁済

輸出先国による
病害虫リスク評価(※1)の実
施中

検疫条件の協議中

(27年度以降の実績)

・米国 ウリ科

- ・米国 なし(全ての都道府県の解禁)
- ・カナダ もも
- ・EU 黒松盆栽(錦松盆栽を含む)
- ・韓国 りんご・なし
- ・タイ 玄米
- ・ベトナム かんきつ類
- ・ペルー なし(携帯品)

- ・米国 りんご(輸出前奥化メチルくん蒸の廃止)
- ・カナダ りんご
(奥化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加)
- ・タイ かんきつ類(生産地域の追加)
- ・豪州 りんご・なし
(奥化メチルくん蒸等に代わる検疫措置の追加等)
いちご
- ・NZ かんきつ類(全品種解禁等)
- ・ペルー いちご(携帯品)

【このほか、暫定的な輸出が認められている生果実の植物検疫条件(タイ)について協議中】

・米国 かき
うんしゅうみかん
(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の追加)

・ベトナム りんご
なし

・タイ かんきつ類
(三重県内生産地域の追加拡大)

・豪州 玄米

・カナダ なし

(全ての都道府県の解禁。携帯品含む。)
りんご
(「ふじ」を含む全品種の解禁。携帯品含む。)

・ペルー 精米、玄米、豆類等(携帯品)

約9年(従来の取組により解禁された5カ国の中)

*1:病害虫の侵入・定着・まん延の可能性や、まん延した場合の経済的被害の評価を踏まえた検疫対象となる病害虫の特定

5

動植物検疫条件違反の影響と対応

- ある産地からの輸出品について、輸出先国の検査により検疫条件違反が発見された場合、日本全体の輸出が停止することもあり、産地による検疫条件の遵守が必要かつ重要。

例) 台湾への青果物輸出の場合、台湾側の輸入検疫時の病害虫確認2回で、当該輸出年度は日本全体がストップ。
- 家畜疾病の発生に伴う貿易の混乱を避けるため、米国・EUと、家畜疾病が発生しても輸入停止地域を発生地域に相互に限定する動物検疫システムの相互認証に向けた協議を実施。

例) H22年に宮崎県での口蹄疫が発生した際には、米国向けの牛肉輸出は2年4か月間ストップ。

台湾向け輸出における検疫条件違反の影響

1年で1回目の発見



1年で2回目の発見

家畜疾病のシステム相互認証

【現状】

家畜疾病が発生した場合、畜産物輸出は即時全面ストップ。

【システム相互認証後】

万が一、国内で家畜疾病が発生した場合でも、我が国からの畜産物輸出の全面ストップを回避。

